

第 20 号の 4 様式別表 5 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、政令第 48 条の 13 第 21 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 22 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式の明細書に添付してください。

なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第 48 条の 13 第 20 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 20 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 …当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式の⑱の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 …当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式の⑱の欄の金額	
「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は令和 2 年旧法人税法第 69 条若しくは令和 2 年旧措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 …法人税の明細書（別表 6(2)）の 17 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 …法人税の明細書（別表 6 の 2(2)付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 …法人税の明細書（別表 6 の 3）の 10 の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	